

第 1 0 2 号議案

足立区立保育所条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立保育所条例の一部を改正する条例

足立区立保育所条例（昭和 3 6 年足立区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表同東綾瀬保育園の項中「足立区東綾瀬二丁目 1 2 番 1 3 号」を「足立区東綾瀬三丁目 8 番 3 号」に改め、同表中同第二本木保育園の項を削る。

付 則

この条例中第 1 条の表同東綾瀬保育園の項の改正規定は平成 2 0 年 1 月 7 日から、その他の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

東綾瀬保育園の位置を変更するとともに、第二本木保育園を廃止する必要があるため、この条例案を提出いたします。